収　入　申　告　書

令和　　　年　　　月　　　日

　　鹿　沼　市　長　宛

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（被保険者）住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　次のとおり関係書類を添えて、利用者負担軽減申請に関する収入等について申告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ 市民税世帯課税状況　 | (いずれかに○) | 　　　　　　課　税　　　・　　　非課税 |
| ２ 預貯金額等【預貯金のほか、有価証券・現金・負債等も含みます】　（※申請する減免の種類により、通帳等の写しの対象期間に違いがあります。) | 本人 | 預貯金額 | 円 | 有価証券 | 円 | その他 | 円 | 合計 | 円 |
| 配偶者 | 預貯金額 | 円 | 有価証券 | 円 | その他 | 円 |
| 家族 | 預貯金額 | 円 | 有価証券 | 円 | その他 | 円 |
| 家族 | 預貯金額 | 円 | 有価証券 | 円 | その他 | 円 |
| 家族 | 預貯金額 | 円 | 有価証券 | 円 | その他 | 円 |
| ３ 年間収入【１/１～１２/３１】1～7月申告は前々年、8月～12月申告は前年を申告する (世帯全員を記入し、世帯全員の写しを添付してください) | 本人 | 番号 | 円 | 番号 | 円 | 番号 | 円 | 合計 | 円 |
| 配偶者 | 番号 | 円 | 番号 | 円 | 番号 | 円 | 合計 | 円 |
| 家族 | 番号 | 円 | 番号 | 円 | 番号 | 円 | 合計 | 円 |
| 家族 | 番号 | 円 | 番号 | 円 | 番号 | 円 | 合計 | 円 |
| 家族 | 番号 | 円 | 番号 | 円 | 番号 | 円 | 合計 | 円 |
| 「番号」は右から選択してください | 1. 国民年金　②厚生年金　③障害年金　④遺族年金　⑤恩給　⑥労災　⑦その他（　　　）
 |
| ４ 居住等以外の資産(不動産)の有無 | (いずれかに○) | 　　　　　　　　　有　　　・　　　無 |
| ５ 扶養状況 | (いずれかに○) | （扶養者）住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　続柄　　　　　　　　 |
| 扶養されている ・ 扶養されていない |
| ６ 納付状況 | (いずれかに○) | 　　　　　完納(納付済)　　　・　　　滞納有 |

※申請の種類によって、記載箇所および添付書類（通帳等の写し）に違いがあります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請の種類 | 記載箇所 | 通帳等の写し |
| （A）市民税課税層における食費・居住費の特例減額措置申請 | １，２，３，**４，**６ | 1/1～12/31の年間及び申告日の2カ月以内まで |
| （B）社会福祉(医療)法人等利用者負担軽減(助成)申請 | １～６すべて |

**【軽減等対象者の要件】**

|  |
| --- |
| **（Ａ）市民税課税層における食費・居住費の特例減額措置申請** |
| 負担限度額認定において世帯(※)の中に市町村民税を課税されている方がいる場合(第４段階)、原則として食費・居住費の軽減を受けることができません。ただし、高齢者夫婦世帯(※)等で、かつ介護施設等に入所・入院（ショートステイは対象外）し、第４段階の食費・居住費を負担した結果、もう一方の配偶者が生計困窮に陥ってしまうような場合は、一定の要件を満たす場合に限って、本人の申請により、下記の③の要件に該当しなくなるまで、食費もしくは居住費、またはその両方について、利用者負担第３段階②の負担限度額が適用されます。特例減額措置は以下のすべての要件を満たす方が対象となります。1. 世帯（※）の構成員が２人以上である
2. 施設に入所・入院し、第４段階の部屋代、食費を負担している
3. 世帯（※）の年間収入から、施設における自己負担（介護サービス自己負担、部屋代、食費の年間合計額）を除いた額が８０万円以下であること

（介護サービス自己負担の額は、高額介護サービス費を控除して算出する。）（本人及び配偶者双方が介護保険施設に入所している場合は、２人分の自己負担を控除する。）1. 世帯（※）の預貯金等の額が４５０万円以下であること（預貯金のほか、有価証券、債券等も含む）
2. 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
3. 介護保険料を滞納していない

（※）世帯とは…「本人が属する住民基本台帳上の世帯」　　　　　　　（平成２７年８月以降は、配偶者が別世帯にいる場合、その配偶者を含める） |
| **（Ｂ）社会福祉法人等（医療法人等）利用者負担軽減** |
| 市民税世帯非課税であって、以下のすべての要件を満たす方が対象となります。1. 年間収入が１人世帯で１５０万円以下（世帯員１人増えるごとに５０万円を加算した額以下）
2. 貯金額等が１人世帯で３５０万円以下（世帯員１人増えるごとに１００万円を加算した額以下）
3. 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
4. 負担能力のある親族などに扶養されていない
5. 介護保険料を滞納していない
 |